

## 京都市公共建築デザイン協議会要綱

平成9年10月27日 都市住宅局長決定

平成11年6月16日 都市計画局長決定

改正 平成13年4月18日、平成14年5月21日、平成15年6月13日、  
平成20年3月24日、平成22年4月1日、平成22年12月7日、  
平成23年2月28日、平成23年4月1日、平成24年5月28日、  
平成26年7月24日、平成30年4月1日、令和3年4月1日、  
令和8年3月3日

### (設置)

第1条 建築物が、まちなみを構成する重要で基本的な要素であると同時に、その在り方が都市景観に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、本市が整備する公共建築物が、京都の良好で魅力ある都市景観と個性豊かなまちなみの形成に先導的な役割を果たすことができるよう、その企画から設計までの間で統一的に検討、審議し、本市として整合のとれた判断を行うため、京都市公共建築デザイン協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、公共建築物等に関する建築計画及び設備計画（以下「建築計画」という。）について、「京都市公共建築デザイン指針」に基づき、意匠に関するコンセプト、景観形成、ユニバーサルデザイン、環境共生、防災・安全性、経済性等について審議する。

2 前項に基づき審議する建築計画は、都市計画局が設計業務に携わる施設で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 議会の議決に付すべき工事の請負契約の対象となる建築計画
- (2) 京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会において設計者を選定した建築計画
- (3) 上記のほか特段の配慮が必要な建築計画

3 次の各号の一に該当する建築計画で、協議会が審議を要しないと認めたものについては、前項の規定は適用しない。

- (1) 複数期に分けて建設する建築計画の2期目以降で、最初の建築計画において本協議会で審議するとともに、その審議案件と同様の建築物を建設する建築計画
- (2) 設備機器等に関する工事が主となる建築計画
- (3) 上記のほか協議会が審議を要しないと認める建築計画

4 第1項に規定する審議の時期は、原則、実施設計に着手するまでとする。

5 協議会は、各年度の当初に開催する協議会において、当該年度に付議対象となり得る建築計画について、第1号様式により設計業務を担当する課（以下「設計担当課」という。）から報告を受け、その報告を基に審議する建築計画を決定する。

6 設計担当課は、当該年度の途中で協議会に付議すべき第2項各号に該当する建築計画が発生した場合は、速やかに第1号様式により報告し、審議を要するか否かについて、

協議会に諮る。

- 7 前2項の規定に基づき審議した結果については、第2号様式により決定後速やかに設計担当課に通知する。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は都市計画局長が務め、副会長は都市計画局建築技術・景観担当局長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 協議会は、必要に応じて、学識経験者等の外部有識者及び事業所管部局の部長級職員又は課長級職員を委員として協議会に加えることができる。

(外部有識者の手続等)

第3条の2 前条第6項の規定により外部有識者を委嘱しようとするときは、委嘱を受けようとする外部有識者から、委嘱されることについて承諾を得るものとする。また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと及びその職の信用を傷つけ又は本市の不名誉となるような行為をしてはならないこと等について誓約を得るとともに、これに反する行為を行った場合には任期途中であっても解嘱することがあることについて承諾を得るものとする。

- 2 会長は、外部有識者が前項の誓約に反する行為を行ったと認めるときは、これを解嘱することができる。

(議事)

第4条 協議会は、会長が召集する。ただし、協議会の開催が困難であるなど特別な事情があると会長が認める場合は、委員に対する議事の回付によってこれに代えることができる。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会委員の過半数が出席しなければ、協議会を開催することができない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、都市計画局都市企画部都市総務課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年12月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(関係規定の廃止)

2 「京都市公共建築デザイン協議会要綱実施細目(平成20年3月24日改正)」は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成24年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

都市計画局長

都市計画局建築技術・景観担当局長

都市計画局都市企画部長

都市計画局公共建築部長

都市計画局公共建築部設備担当部長

都市計画局住宅室技術担当部長

都市計画局都市企画部都市総務課建築技術担当課長

都市計画局都市企画部都市総務課設備技術担当課長